

人へ、街へ、未来へ。



東急電鉄

2026年7月10日

運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則

- (1)サーバ管理型乗車券取扱規則
- (2)精神障害者旅客運賃割引規程

2. 改定日

2026年7月17日(金)初電から

3. 改定内容

新旧対照表をご確認ください。

以 上

現行	改定
<p style="text-align: center;">サーバ管理型乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2023.8.30 制定 2026.3.25 現在</p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（決済方法および決済手段）</p> <p>第 6 条 企画乗車券は、旅客が販売サイトに登録した当社で決済できるクレジットカードにより購入するものとし、支払い方法は一括払いに限るものとしします。</p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>（制限事項）</p> <p>第 12 条 企画乗車券による乗車において、次に掲げる使用はできないものとしします。</p> <p>(1) 当社線の改札を出場することなく他社線へ連続乗車すること。た</p>	<p style="text-align: center;">サーバ管理型乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2023.8.30 制定 <u>2026.7.17 現在</u></p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（購入方法および決済手段）</p> <p>第 6 条 企画乗車券は、旅客が販売サイトに登録した当社で決済できるクレジットカード<u>等</u>により購入するものとし、支払い方法は一括払いに限るものとしします。</p> <p><u>第 6 条の 2 企画乗車券を購入する旅客は、自ら当該企画乗車券を使用するか否かにかかわらず、次に掲げる購入方法から選択することができます。</u></p> <p><u>(1)最大 4 人（購入する旅客が企画乗車券を使用する場合は最大 3 人）の旅客が乗車できる企画乗車券を購入する方法。</u></p> <p><u>(2)最大 4 人の旅客に対し、種類の異なる企画乗車券を購入する方法。</u></p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>（制限事項）</p> <p>第 12 条 企画乗車券による乗車において、次に掲げる使用はできないものとしします。</p> <p>(1)当社線の改札を出場することなく他社線へ連続乗車すること。た</p>

だし、他社線と連続した一体の企画乗車券として発売するものを除きます。この場合、他社線内における取扱いについては、当該運輸機関の定めるところによります。

- (2) 1回の乗車につき2以上の同一企画乗車券を同時に使用すること。
- (3) 企画乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (4) 企画乗車券と他の乗車券等を併用すること。
- (5) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (6) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行された企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。

～（中略）～

（効力）

第15条 企画乗車券の効力は、第11条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

- (1) フリーエリアは企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しません。フリーエリア外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める~~夫人~~普通旅客運賃を収受します。
- (2) 有効区間の効力は企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。有効区間外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める~~夫人~~普通旅客運賃を収受します。
- (3) ~~企画乗車券の購入旅客1人につき、最大3人の旅客を同行させることができます。ただし、購入旅客が所有する携帯情報端末で企画乗車券を購入する際に、その企画乗車券に対して同行者人数を指定~~

だし、他社線と連続した一体の企画乗車券として発売するものを除きます。この場合、他社線内における取扱いについては、当該運輸機関の定めるところによります。

- (2) 1回の乗車につき2以上の同一企画乗車券を同時に使用すること。
- (3) 企画乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (4) 企画乗車券の有効区間またはフリーエリアと他の区間に有効な乗車券等を組み合わせて、改札を受けることなくそれぞれの区間を連続して乗車すること。
- (5) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (6) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行された企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。ただし、第15条第3号の規定により名義人が同行して使用する場合を除きます。

～（中略）～

（効力）

第15条 企画乗車券の効力は、第11条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

- (1) フリーエリアは企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しません。フリーエリア外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を収受します。
- (2) 有効区間の効力は企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。有効区間外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を収受します。
- (3) 第6条の2の規定により購入した企画乗車券を使用する場合、購入時に指定された人員が、企画乗車券を購入した旅客とともに改札を受け、同一行程を乗車するときに限ります。

~~し、同時に改札を受け同一行程を乗車するときに限ります。~~

- (4) 入場処理された企画乗車券に出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。
- (5) 企画乗車券に設定された有効期間内の乗車に限ります。

(無効となる場合)

第16条 旅客が次の各号に該当するときは、企画乗車券を無効として取扱い、乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃を収受します。

- (1) 企画乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

～ (後略) ～

- (4) 入場処理された企画乗車券に出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。
- (5) 企画乗車券に設定された有効期間内の乗車に限ります。

(無効となる場合)

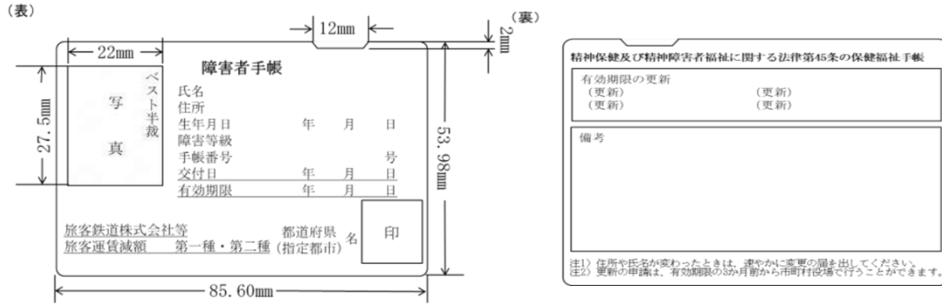
第16条 旅客が次の各号に該当するときは、企画乗車券を無効として取扱い、乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃を収受します。

- (1) 企画乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。ただし、第15条第3号の規定に基づき企画乗車券を購入した旅客と同一行程を乗車する同行者が使用する場合を除きます。

～ (後略) ～

現行	改定
<p data-bbox="356 320 846 360" style="text-align: center;">精神障害者旅客運賃割引規程</p> <p data-bbox="891 411 1115 485" style="text-align: right;">2023.10.1 制定 2025. 4. 1 現在</p> <p data-bbox="109 539 264 576">(適用範囲)</p> <p data-bbox="87 612 1115 743">第 1 条 この規程は、精神障害者が、介護者とともに当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。</p> <p data-bbox="109 826 297 863">(精神障害者)</p> <p data-bbox="87 927 1115 1118">第 2 条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。</p> <p data-bbox="109 1134 857 1171">（注）精神障害者手帳の様式は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="181 1209 1115 1345">「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式</p> <p data-bbox="506 1382 698 1418" style="text-align: center;">～（中略）～</p>	<p data-bbox="1413 320 1904 360" style="text-align: center;">精神障害者旅客運賃割引規程</p> <p data-bbox="1935 411 2159 485" style="text-align: right;">2023.10. 1 制定 <u>2026. 7.17 現在</u></p> <p data-bbox="1167 539 1321 576">(適用範囲)</p> <p data-bbox="1144 612 2172 743">第 1 条 この規程は、精神障害者が、介護者とともに当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車場合に適用する。</p> <p data-bbox="1167 826 1355 863">(精神障害者)</p> <p data-bbox="1144 927 2172 1118">第 2 条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。</p> <p data-bbox="1173 1134 1832 1171">精神障害者手帳の様式は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1205 1209 2143 1345">「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式</p> <p data-bbox="1559 1382 1751 1418" style="text-align: center;">～（中略）～</p>

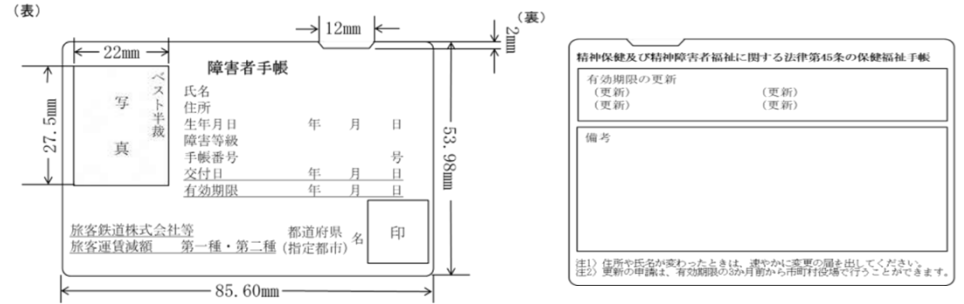
(2) カード様式



- 2 精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者**保健福祉**手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

～ (以下略) ～

(2) カード様式



- 2 精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

～ (以下略) ～

(3) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和8年5月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際ならびに第10条に定める乗降の際および乗車船中の呈示に限り、前各号に掲げる様式による精神障害者手帳に代わるものとすることができる。